

## 第9回仙台市いじめ問題再調査委員会 会議録

- 1 日時 平成30年8月11日(土) 17:10~20:15
- 2 会場 TKP ガーデンシティ仙台勾当台ホール2 (仙台パークビル2階)
- 3 委員出席数 5名 ※野田委員、堀委員が欠席

### 議事要旨

#### 1. 開会

- ・ 会議の公開・非公開について協議し、冒頭から公開とされた。

#### 2. 協議事項

##### (1) 答申に向けた論点整理について

- 現時点での答申目次案に沿って、各委員からの担当部分の内容について説明の後、委員間で意見交換を行った。

#### <主な意見>

##### ーいじめの事実認定についてー

- ・ いじめがあったかどうかの評価の前提として、そもそも何があったのか、時系列的に把握することが必要。
- ・ 保護者が関係者に相談している記録はあるが、関係生徒等のアンケートやヒアリングでは確認できていない行為については、どう評価するか検討が必要。
- ・ 事実が確認されたとしても、それがいじめに当たるかどうかの評価はまた別で、これからさらに検討を加えていく。
- ・ 基本は、いじめ防止対策推進法の「いじめ」の定義に当てはまるかどうかである。(当該生徒の主観的な判断による。)

##### ー自死生徒の発達上の特性についてー

- ・ 小学校時代の記録から、特徴的な学習障害や言語的なコミュニケーションの特性があったと推察できる。
- ・ 学校対応の問題点として、ADHD や発達障害というラベリングだけが独り歩きし、生徒本人と向き合うことができなかったことがあげられる。
- ・ 発達上の特性といじめを因果的に捉えることは慎むべきである。

##### ー学校、教育委員会の取り組みの検証についてー

- ・ 当該校には、いじめ防止基本方針や校内の関係委員会など、形式的なものは揃っているが、果たしてそれが実効性を持っていたのかどうか。
- ・ なぜ、学校側が(当該生徒へのいじめの実態や、生徒の内面、苦しみに)気づけなかったのか、答申ではその部分を指摘する必要がある。

- ・ 仙台市のマニュアルでは、いじめ認知後の対応について、加害、被害双方の保護者の了解を得ることが指導の前提となっているが、そこにはマニュアルの功罪がある。
- ・ どの事実を学校側は把握していたのか、あるいはそもそも認識していなかったのか、そこは整理をしておく必要がある。

－多職種連携について－

- ・ 学校と児童相談関係者が問題を共有していたら、事情はかなり違ったのではないか。

－自死の背景について－

- ・ 自死生徒と周囲の生徒との LINE でのやり取りから推察するに、平成 28 年 1 月初頭の段階で、既に希死念慮は相当危険な状態にあったことが読み取れる。
- ・ このことから、平成 27 年秋～12 月の、自死生徒が保護者へいじめなど学校生活での悩みを訴えている流れとは合致する。
- ・ どこまでいじめと判断するかはさらに検討を要するが、少なくとも友人関係で悩んでいたことは確かである。

(2) 答申素案について

非公開。

3. 閉会

以上